

(別添5)

## 福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

### ① 第三者評価機関名

NPO法人未来

鳥取県倉吉市東仲町2571番地

### ② 施設・事業所情報

名称： 鳥取県立中部療育園	種別： 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
鳥取県知事：平井 伸治 園長：杉浦千登勢	定員（利用人数）：10名（2種サービスの合計）
所在地：鳥取県倉吉市上井503番地1	
TEL： 0858-27-0780	ホームページ： <a href="http://www.pref.tottori.lg/chubu-ryouikuen/">www.pref.tottori.lg/chubu-ryouikuen/</a>

#### 【施設・事業所の概要】

開設年月日 平成15年4月1日

経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県

職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員 6名
専門職員	医師 4名（兼務1、非常勤2） 児童発達支援管理責任者 1名 児童指導員 1名 保育士 1名 看護師 2名 言語聴覚士 2名	理学療法士 1名 作業療法士 1名 心理療法士 1名 医療事務 1名 医師事務作業補助者 1名
施設・設備の概要	（居室数） 保育室（2）相談室（1）	（設備等） 訓練室（4）診察室（1）会議室（1） 心理検査室（1）配膳室（1） 幼児用トイレ（1）事務室（2） 多目的トイレ（2）屋外訓練場（1）

### ③ 理念・基本方針

#### 【理念】

1. 子どもの育ちを大切にします

発達の遅れや障がいがあっても、子どもの育ちは無限の可能性があります。

2. ご家族の子育てを支援します

保育、医療スタッフがご家族と一緒に、子育てや療育を考えます。

3. 地域の中での育ちを応援します 地域の保育所や学校などと協働して、お子さんとご家族の地域生活を考えます。

#### 【基本方針】

1. 私たちは、自己研鑽に励み、自らの専門性を高め、利用者中心の質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、職員のチーム力を最大限に發揮し、ご家族の子育てを支援していきます。
3. 私たちは、子育てを支援されている関係者の方々と、誠実な協力関係を築いていきます。

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

#### ① 外来診療

発達（知能や運動、言葉、行動や情緒など）に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さんの日常生活や子育てについて診療します。

#### ② 医療型児童発達支援（ぐんぐん）

就学前の運動障がいや発達障がいのある児童へ御家族と一緒に様々な保育活動を通じて、子ども達の育つ力を最大限に引き出します。

ご家族同士の情報交換やリフレッシュの場のひとつとして、交流を通じて子育てに自信や楽しみを持てる空間を作ります。

○対象 未就学児

#### ③ 放課後等デイサービス（もこもこ塾）

生活の中で必要な基本的動作を行う中で身体機能の維持向上を目指します。

○対象 肢体不自由児（就学児）

#### ④ 障がい児等地域療育支援事業

障がいがあったり、発達に心配や不安のあるお子さんと保護者の方、保育園・こども園の先生からの子育てや療育に関する相談をお受けしています。

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年9月 8日（契約日）～ 令和6年2月16日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	7回（令和3年度）

### ⑥ 総評

#### ◇特に評価の高い点

1. 平成15年に中部圏域の肢体不自由児通園施設として発足し、現在は発達障がいの利用者が7割以上を占めている。常勤医による外来診療開始や個別療育へのニーズに対応していく中で、中部圏域唯一の療育専門機関として信頼を得ている。令和2年4月に移転し、広い施設を効果的に活用し、サービスの充実に取り組んでいる。
2. 広いスペースを個々の活動と集まりの場所に分け、利用者がスケジュールに沿ってスムーズに活動が定着出来るよう支援している。

3. コロナ禍により、「個別活動」へ移行していたが、コロナウイルスが5類に移行してからは、「小集団活動」を中心に、職員や保護者参加の集団療法に取り組んでいる。
4. 「障がい児等地域療育支援事業」を展開し、家庭や保育園など地域での療育的支援の実施と定着を目的とする療育相談を精力的に行っている。
5. 体幹訓練や書字・絵画などの学習、生活動作等、利用者一人ひとりに応じた機能訓練・生活訓練を多職種の職員で評価し、課題を共有している。
6. 利用者の能力を確認し、利用者の発達段階や機能に合わせたコミュニケーション支援を行っている。
7. 支援前後にチェック表により遊具・玩具の定期点検を実施している。
8. ICT化が進み、ネット環境が整備され、電子カルテで情報を共有している。さらに、ミーティング等により細部の情報も職員間で共有を図っている。

#### ◇期待できる点

1. 地域との直接的な交流はないが、花壇に花を植えてもらったり近所の雪かきの協力をしたり、地域の子供たちへのラジオ体操の場の提供など相互に協力体制が取れている。
2. コロナ禍により制限されていた相談員や保育所の関係者の見学会ができるようになった。直接地域交流が取れる体制ができるることを期待する。
3. 保護者との意見交換会を再開した。ペアレントトレーニングや子育て検討会等の取り組みを進めている。
4. 毎年園主催の「地域療育セミナー」を開催し、家庭や地域、園との相互理解が深まることを目指している。年々参加者は増えている。

#### ◇改善を求められる点

1. 移転以降、職員のみで利用者の避難を想定した訓練を行った。可能であれば利用者や保護者を含めた避難訓練も検討してほしい。
2. 被災時における福祉的な支援や障がい児の受け入れ体制、住民の安全・安心のための備えや支援の取り組みについて今後検討して欲しい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の第三者評価では、コロナ禍で疎になっていた対面交流が園内業務を中心に回復している点について評価していただきました。

今後は、「地域に根ざす療育園」になれるよう、地域住民の方との交流についても積極的に検討していきます。

また、非常時の避難訓練や被災時の地域支援に関する意識をたかめ、具体的に対策作りを進めていくように努めます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三者評価結果報告書（共通項目）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。※評価細目毎に評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 施設の理念及び基本方針を明文化し、パンフレット、ご利用のしおり、ホームページに掲載している。理念、基本方針を踏まえた運営方針を玄関・保育室・会議室に掲示し、職員・保護者にも周知を図っている。また、契約時には、運営規程に基き説明している。		

### I-2 経営状況の把握

		評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 中部圏域の肢体不自由児通園施設として発足以来、その時々の変化に応じたニーズにこたえる事業を展開している。採算性を重要視した事業経営とはなっていないが財政当局による収支状況の点検を隨時受けながら運営している。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
＜コメント＞ 園の施設整備や職員の増員（医師や看護師等）があり、経営課題の改善に向けて引き続き取り組んでいる。職員は事業の目的や役割を十分自覚し、専門性の向上に努めている。多職種の連携や情報の共有化を図り、さらに家庭と地域関係機関との連携と情報発信に努めている。		

### I-3 事業計画の策定

		評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 当園の中圏域での役割やニーズにより運営方針に基づいた療育機関として、全体のミッションを中・長期的に示し、内容は個別支援の充実、園や学校への地域支援など具体的な内容になっている。ホームページにも示されている。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
〈コメント〉 中部圏域での役割・ニーズの実現に向け、今年度の事業計画を含めたミッションに基づき、課題の解決に向けた具体的な計画を策定している。		
6	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	a
〈コメント〉 年度初めの園長主導の職員会では、全職員がミッションについて意見交換し、周知徹底を図っている。月1回のスタッフ会で見直しを行い事業の運営に当たっている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
〈コメント〉 事業計画の概要に全体のミッションを示している。利用者へはお知らせを保育室内に掲示し、毎月のおたより（登園確認表）は配布している。必要な場合はその都度説明し周知に努めている。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
〈コメント〉 評価する体制を整え、取り組んでいる事業を評価・分析している。第三者評価を2年に1回受審し、サービスの質の向上に努めている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
〈コメント〉 保護者アンケートや意見交換会で出た意見、評価結果に基づいて課題を明らかにし、具体的に改善に取り組んでいる。たとえば、利用開始時間の変更などについて検討し、利用者へ説明している。アンケート結果や対応内容については「おたより」に掲載し、周知を図っている。		

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		

10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

管理者は、職務分掌及び事務分担表を作成し、役割と責任について職員に表明している。業務に関する徹底事項については、日々のミーティングや毎月のスタッフ会、研修の機会を通じて随時職員に周知している。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

行政からの通知や会議・研修への出席により法令の理解及び把握をしている。コンプライアンスの確保、虐待防止、感染防止対策など必要なテーマについては研修の受講を促し、伝達講習を行っている。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが發揮されている。

12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

管理者は、毎日のミーティングやスタッフ会（月1回）委員会（2か月に1回）は可能な限り出席し、情報収集を図っている。その中で、サービスに関する現状や課題を定期的に評価分析し、職員の意見も反映させながら組織全体のレベルアップに努めている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

管理者は、働きやすい環境や業務の効率化を常に呼びかけている。時間外勤務の縮減や業務改善などについては、まず観察し、検討・工夫するよう指導・助言を行っている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

評価結果		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a

〈コメント〉

必要な人材や人員体制については、県の示す専門職の配置基準に基づいて明示されている。採用・異動は県全体の中で計画的に行われている。県内3療育園合同交流会が発足し、その中で職員の育成プログラムが作成されている。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
----	-----------------------------	---

〈コメント〉

人事管理は、県人事関係諸規定に基づき適切に行われており、職員にも周知している。職員に対する意向調査や評価等、貢献度も反映され、総合的に管理されている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
----	--	---

〈コメント〉

有給休暇の取得状況、時間外労働の実態及び異動希望の把握については、県庁担当課で一括管理、指導するシステムになっている。短時間勤務やフレックスタイム勤務も取得出来、働きやすい環境に努めている。年3回の管理者との個別面接では、職員の就業に関する意向の聞き取りを行っている。福利厚生事業については、相談窓口の設置や健診体制・特別休暇等、各種制度化され、県庁職員支援課が管轄している。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

基本の方針及び目標として、職員の専門性や技術の向上に対する基本姿勢を掲げている。個別の職員に対して「キャリアビジョン」を作成し、年2回評価・見直しを行い、目標達成度の確認を行っている。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
----	--	---

〈コメント〉

県と園内の教育・研修計画に基づき実施している。コロナウイルスが5類へ移行となり、今年度から、オンラインも含め、中部圏内の関係機関との連携を図りながら研修への参加を積極的に推奨している。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

中止となっていた様々な研修会がオンラインによる開催に変更となり、積極的に参加する機会を確保している。経年別研修（新採用・係長研修・5年目研修等）の受講や、専門職による学会や研修・発表にも取り組み、キャリアアップに努めている。伝達講習も実施している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
----	--	---

〈コメント〉

実習生の受け入れについては受託事業として位置付けられており、人材育成に協力する形で県のマニュアルに従って実施している。令和3年度はコロナ禍により中止したが、4年度からはそれぞれ保育実習2名、看護実習4名受け入れている。また、専門職見学研修として皆成学園職員研修・倉吉養護学校新採用者職員研修・療育機関職員研修を複数受け入れている。

## II-3 運営の透明性の確保

		評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ 利用者への随時のお知らせ（おたより）、ホームページ等による情報提供、県の情報公開制度を備えるなど適時情報公開を行っている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ 県の監査委員による定期監査及び中部総合事務所の指導監査を年1回受け、経営改善を実施している。また、2年に1回第三者評価を受審し、経営・運営の改善に努めている。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 年1回、園主催の地域療育セミナーを実施し、地域の教育及び障がい福祉専門職や保護者、子育てや療育に関心のある方に広く参加を呼び掛けている。 現在、利用者のほとんどが地域のこども園に並行通園しており、利用中の様子についての見学要請があれば積極的に応じている。コロナ禍が落ち着き、地域のこども園や支援学校に出向くことが多くなっている。地域住民から玄関先に花植えなどをしてもらっている。雪かきを一緒に行なったり、小学生のラジオ体操の会場に提供している。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
＜コメント＞ ボランティア受け入れマニュアルを整備している。コロナ禍が落ち着き、希望や相談を受けながら学生等、ボランティアを受け入れている。地域療育セミナーでは地域のボランティアに託児の協力を依頼するなど、地域資源の活用も図っている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
＜コメント＞ 倉吉市及び中部圏域の自立支援協議会へ参加し、地域の関係機関との連携を図っている。中部圏域の保育所・行政・医療機関等、必要な社会資源をリスト化し、必要に応じて保護者に情報提供している。保護者・保育所・関係機関を交えて、一人の利用者に対して年2回の個別支援会議「子育て検討会」を実施し、保育所への通園や就学に向けて関係機関との連携を図っている。また、こども園や相談支援専門員の活動同席の希望に対し、児童の		

課題を共有する観点から積極的に対応している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。	a
＜コメント＞ 「障がい児等地域療育支援事業」として、家庭や保育園など地域での療育的支援の実施と定着を目的とする療育相談を、昨年よりさらに積極的に行っている。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
＜コメント＞ 施設内の地域療育担当支援員を中心に、中部圏域の福祉ニーズの動向把握に努めている。また、倉吉市及び中部圏域の自立支援協議会と連携を図りながら、地域の課題等の把握・対応に努めている。指定の緊急避難所は河北中学校となっている。被災時における障がい児を含む住民の安全・安心のための備えや支援の取り組みについて今後検討して欲しい。		

### 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

		評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつたための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 利用者を尊重する姿勢を基本理念等に明示し実践している。理念や基本方針はパンフレットに記載し、園内掲示も行い職員の意識や理解を促している。職員は人権研修を年3回程度、接遇研修は年2回受講するなど積極的に取り組んでいる。		
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
＜コメント＞ 利用者のプライバシー保護については、県の個人情報条例、規則等に基づいて実施し、利用者の状態にあわせて配慮している。利用者や家族には契約時に「個人情報使用同意書」を基に説明している。気になるケースはヒヤリハット報告書で共有し周知を図っている。		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
＜コメント＞ パンフレット、ホームページなどにより、施設を紹介するための広報を行っている。パンフレットは、行政窓口・病院・保育園などに設置し、周知を図っている。施設見学や利用体験も隨時対応している。		

31	III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
----	--	---

〈コメント〉

サービスの開始・変更時には、担当者が保護者の理解状況を把握しながら丁寧に説明をし、保護者の同意を得てサービスを開始している。利用ニーズの変更、園内事業間移行については、主治医の診察、口頭説明を行っている。

32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

事業所の移行や就園・就学時は、移行先施設も参加する「移行支援会議」を開催し、利用者の状況をスムーズに引き継げるよう配慮している。サービス終了後も保護者からの相談には適宜対応している。利用ニーズの変更や就学に伴い、契約解除及び移行の際は口頭説明と書面による手続きをしている。適宜、就学後も園の外来受診をすすめ、担当の窓口職員を利用者に伝えている。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

保護者アンケートを定期的に実施している。また、今年度は意見交換会が実施でき、利用者ニーズを把握し、サービス内容の見直しと改善につなげている。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	--	---

〈コメント〉

苦情解決の体制が整備され、しきみや第三者委員の連絡先を園内数か所に掲示している。また保護者との意見交換会に、苦情解決第三者委員（当地区の民生児童委員）の出席を依頼している。第三者委員に利用者から直接苦情等を受け付けできる体制になっている。

35	III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
----	--	---

〈コメント〉

常に保護者が安心して相談できるよう接遇に配慮している。意見箱を設置するとともに、保護者へのアンケートを年1回実施している。相談内容に応じて別室で対応し、プライバシーに配慮している。

36	III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
----	---	---

〈コメント〉

苦情対応マニュアルがあり、受け付けた意見・要望に対しては、速やかに対応できるよう体制を整備している。内容により、県の主管に問い合わせ、迅速な対応を心がけている。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>		
緊急時のマニュアルとして、防災・院内感染など個々のマニュアルを作成し、これらを機能させるために「安全対策に関する基本マニュアル」を整備している。遊具や玩具については細部の遊具点検表を作成し、日常的に点検している。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
「園内感染対策指針」「感染予防マニュアル」を整備し、担当看護師が定期的に感染防止に係る研修を受講し、伝達している。2か月に1回感染対策委員会を開催し、感染対策の取組について職場内に周知を図っている。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>		
利用者の安全確保のため、避難訓練を実施し、職員全体で救命救急の講習を受講した。可能であれば利用者や保護者との避難訓練も検討してほしい。		

## III-2 福祉サービスの質の確保

		評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<コメント>		
標準的なサービスの実施方法について、パンフレット・重要事項説明書に記し、利用開始時に丁寧に説明をしている。それに基づき具体的な個別支援計画書を策定し、説明・実施している。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
毎日職員で活動が利用者の発達状況にあってはいるか「活動後の振り返り」の話し合いをしている。また、1週間毎・1ヶ月毎の振り返りカンファレンスを開催し、次年度の実施方法についての見直しを行っている。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<コメント>		
責任者を中心に手順に基づき利用者の状況のアセスメントを行い、個別支援計画を策定し、職員と保護者で情報共有している。		

43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

個別支援計画の作成にあたり、関係機関の全職員で6ヶ月に1回「子育て検討会」を開催し、目標達成状況の評価をしている。必要に応じて、計画の評価・見直しをしている。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

利用者一人ひとりのサービス実施状況を毎日電子カルテに記録し、個人毎にファイルにまとめ、職員間で共有している。また、ミーティング等により細部の情報を職員間で共有し、連携を図っている。

45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

利用者に関する記録については、個人情報の為、保管・保存・破棄等に関する県の管理規定に従い管理している。職員個々にカギを持ち、パスワードによって管理している。カルテは保管庫に鍵をかけて保管している。

(別紙)

## 第三者評価結果( 内容評価 )

※すべての評価細目（19項目）のうち、15項目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。※評価細目毎に評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### A-1 利用者の尊重と権利擁護

		評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A①	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a

〈コメント〉

アセスメントを多職種で行い、利用者と保護者の意向やニーズを確認した上で、個別支援計画を作成し、支援にあたっている。エンパワメントの理念にもとづき主体的な活動ができるよう心がけている。

A-1-(2) 権利侵害の防止等

A②	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止に関する取組が徹底されている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

権利擁護についての規定・マニュアルを整備している。職員は、権利侵害擁護に関する研修を受講し、意識を高めている。

## A-2 生活支援

		評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
保護者だけでなく利用者が生活する関係機関（こども園・学校）と連携を取り、ニーズを確認しながら見守りの姿勢で自律・自立生活への支援を行っている。		
A④	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
個別支援計画を元に多職種で意見交換している。利用者との意思疎通が円滑に行くよう発達段階や機能に合わせたコミュニケーション手段を保護者等と共有し、活用できるように支援している。		
A⑤	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
活動時及び適宜、保護者や支援者の相談を受けている。相談内容はスタッフ間で共有し、必要な対応を速やかに行うよう心がけている。普段の外来診察の時にも相談を受けている。		
A⑥	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
個別支援計画に基づき、日中活動のプログラムや遊びを多職種で計画し、利用者のできることや興味・気持ちに沿いながら支援している。日中活動や支援内容は毎日振り返り、定期的には6ヶ月毎に見直しをしている。		
A⑦	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
障がいに応じた支援を行うために、道具や遊具の工夫、プログラムの調整、言葉かけや指示方法の工夫について日々検討している。職員は自己研鑽のため研修を受講したり、他の専門職と利用者の活動状況について意見交換し、レベルアップを図っている。		
<b>A-2-(2) 日常的な生活支援</b>		
A⑧	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
個別支援計画で確認したニーズに応じ、定期的にモニタリングを行っている。利用者の嗜好を考慮した献立の検討、ニーズに基づく排泄支援・移動支援を適宜行っている。支援の利用時間内で確認できない生活場面は保護者やこども園の職員と連絡を取り合い、計画や支援の見直しを図っている。		

A－2－(3) 生活環境

A⑨	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

利用者の特性やニーズに沿った活動内容を工夫している。集中できるスペースを確保し、グループ活動を安全に実施できるよう配慮している。活動終了後は全ての消毒・清掃をして清潔に保っている。遊具や道具を安全点検表で毎日チェックし、安全な環境を担保している。

A－2－(4) 機能訓練・生活訓練

A⑩	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
----	---	---

〈コメント〉

体幹訓練や書字・絵画などの学習、生活動作等、利用者一人ひとりに応じた機能訓練・生活訓練を多職種の職員で評価し、課題を共有している。来園・退園時間も利用者の心身の状況に沿って融通している。

A－2－(5) 健康管理・医療的な支援

A⑪	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

来園時あるいは事前の電話により看護師が健康状態を聞き取り、不安な場合は医師及び看護師が適宜対応している。また普段から栄養や睡眠、感染症など体調変化の早期発見に努め、迅速に診療部門に紹介している。

A⑫	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

感染症及び緊急時対応マニュアルを整備し、周知を図っている。職員は、電子カルテにより利用者の状況を確認し、医療的ケアやアレルギーの有無の把握など、職員間で連携をとっている。鳥取県医療的ケア児等支援センター連携推進会議を定期的に開催し、職員研修も定期的に行なっている。

A－2－(6) 社会参加、学習支援

A⑬	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	
----	--	--

〈コメント〉

該当なし

A－2－(7) 地域生活への移行と地域生活の支援

A⑭	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
----	--	---

〈コメント〉

コロナ禍で制限していた地域のこども園や事業所での活動が可能になり、地域の関係機関や支援者が来園できるようになった。職員も定期的に地域生活での場所に出向き、把握した二

ーズを支援に繋げている。

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援

A⑯	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

コロナ禍で中止していた「保護者タイム」を再開し、保護者同士が交流できる機会を設けている。交流が苦手な保護者に対しては個別活動の際に意見を聞くなど、必要な相談や対応ができるよう努力している。

### A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援		評価結果
A⑯	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
〈コメント〉 多職種でアセスメントを行い、定期的にモニタリングし、個別支援計画を作成している。地域生活の場と連携し、見直しをしながら発達支援を行っている。全職員会議を2か月に1回開催し、利用者の支援を振り返っている。		

### A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援		評価結果
A⑰	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	/
〈コメント〉 該当なし		
A⑱	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	/
〈コメント〉 該当なし		
A⑲	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	/
〈コメント〉 該当なし		